

# 令和5年度 第1回 宇都宮市民遺産会議

## 次 第

日 時： 令和5年10月18日(水)  
午前10時～午前11時30分  
場 所： 宇都宮市役所13階 教育委員室

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議の公開・非公開の決定

### 4 報告事項

(1)令和4年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定結果について……………【資料1】

### 5 協議事項

(1)令和5年度宇都宮市民遺産(みや遺産)の認定について……………【資料2, 別紙1・2】

### 6 その他

### 7 閉 会

## 宇都宮市民遺産会議 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
副会長	大嶽 浩良	栃木県歴史文化研究会 顧問	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員長 歴史資料
委員	高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	学識経験者
委員	大澤 慶子	文星芸術大学 教授	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
委員	大嶽 陽徳	宇都宮大学地域デザイン科学部 助教	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 建造物
委員	小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 会長	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
委員	梁木 誠	栃木県考古学会 会長	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員副委員長 考古資料・史跡
委員	林 光武	栃木県生物多様性アドバイザー	学識経験者 宇都宮市文化財保護審議委員会委員 天然記念物
委員	小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	歴史文化関係団体
委員	安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
委員	松本 泰宏	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
委員	荻原恵美子	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部 部長	報道機関

### 【事務局】

宇都宮市教育委員会事務局

小堀茂雄教育長，今平利幸文化財活用推進担当副参事  
文化課

吉澤正浩課長，井上俊邦課長補佐

文化財保護グループ

近藤真係長，水沼祐貴総括，小曾戸祥彦指導主事，高栖良子主任主事

## 令和 4 年度市民遺産（みや遺産）認定結果について

認定 番号	タイプ	認定名称	概 要	代表者
1 4	総合型	海道町天棚	海道町では、江戸時代中期から、悪疫退散、五穀豊穰を祈念するため、日吉神社境内で昭和 22 年まで天棚を建て、天祭を行っていたと伝えられている。 平成 27 年海道小学校創立 30 周年の際に天棚を組み上げたことを機に、翌 28 年 2 月に保存会が発足した。 令和 3 年には天棚専用の保管庫が完成し、公開が容易になったことから、地域住民の天棚に対する愛着が今後さらに深まることが期待されている。	海道町天棚保存会 会長 山中 光正
1 5	総合型	旧上戸祭村の伝統行事	上戸祭地域内にある薬師堂と高轟神社では、江戸時代から五穀豊穰・疫病退散などを祈念するため、年間 4 種類（祈念祭、はなまつり、天王祭、献穀祭）の行事が行われている。 この行事を 5 つの自治会（上戸祭自治会連合会）が協力し合い、現在まで守り続けている。	上戸祭自治会連合会 会長 河西 美恵
1 6	総合型	東大堀の伝統行事「辻切り」	「辻切り」とは、集落の出入り口を霊力によって遮断し、悪霊や悪疫が侵入するのを防ぐために行われる民俗習慣のひとつであり、東大堀地区では、注連の輪を祈願者の中央に積み、参加者全員で願い事をする。その後、注連の輪を各家庭に持ち帰り玄関に飾るなどして、一年間の無病息災と家内安全を祈願する。	東大堀むらづくり 推進協議会 会長 野村 昭二
1 7	総合型	仁良塚の彫刻屋台	宝木本町にある仁良塚の彫刻屋台は、天明元年（1781 年）に素朴な天棚として造られ、大正 13 年（1924 年）には、天棚の彫刻装飾板を生かし彫刻屋台へと新調された。 平成 25・26 年には老朽化した彫刻が修復され、「仁良塚のシンボル」として、地元の行事や小学校の校外学習で披露されるなど、地域の文化財として大切に守られている。	仁良塚自治会 会長 砂川 繁
1 8	資源型	岡本城跡	岡本城跡(宇都宮市指定文化財)は、鬼怒川右岸の河岸段丘を利用した平山城で、南北朝期に宇都宮氏の北の守りとして築城されたといわれている。主郭(本丸)を中心に五重の堀と土塁で守られた総面積約 10ha の本格的な中世の城で、城の南端は岡本北小の敷地までおよんでいる。 整備する会は、同校と連携し、城跡の清掃活動を行うなど、文化財の良好な保存に日頃から努めている。	岡本城跡を整備する会 会長 岡本 一郎

## 令和 5 年度宇都宮市民遺産（みや遺産）の認定について

## 1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

## (1) 認定基準（要綱第 5 条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
  - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
  - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする。

(2) 評価の視点について 別紙 1

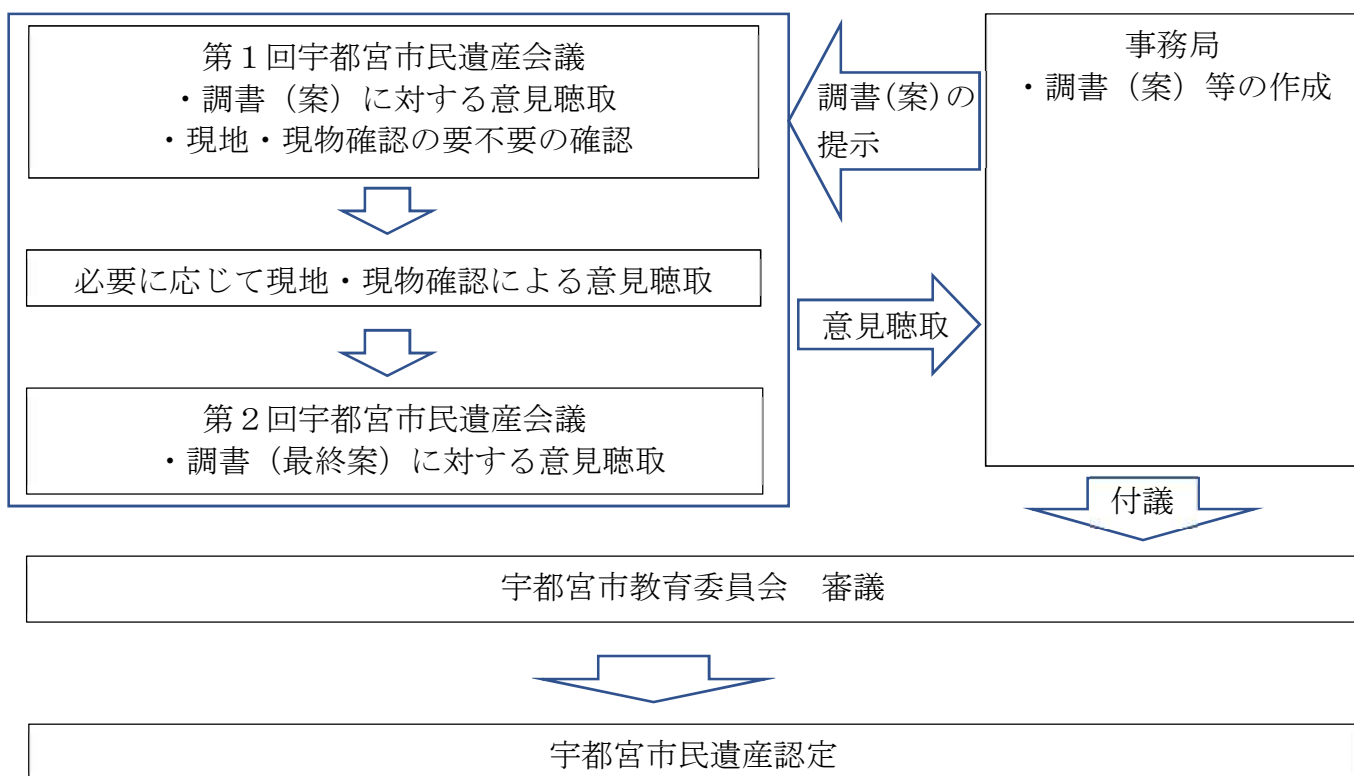
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第 19 条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

## 2 審査及び意見聴取の進め方について

## (1) 進め方について

認定における意見聴取については、会議を 2 回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

## 宇都宮市民遺産会議



### 3 令和5年度認定審査案件の評価について 別紙2

→「令和5年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧」及び「令和5年度宇都宮市民遺産 調書(案)」のとおり

### 4 今後のスケジュール

令和5年12月 第2回宇都宮市民遺産会議

令和6年 1月下旬 宇都宮市民遺産認定(教育委員会で認定)

4月 補助事業等を開始

## 認定基準

## 【評価の視点】

要件	評価の視点	評価内容	総合型	資源型
① 地域の愛着・親しみ（市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・思い ・個人の思いではなく、地域の人々の思いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること	市民や地域による継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
② 歴史文化資源の価値				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を越えて受け継がれているものであること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を越えた継承	・世代を越えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 （1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。）	◎	◎
現物, 本物であること	・現物, 本物であること	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
③ 活動の内容（総合型のみ）				
【要綱第5条】 地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものであること	・歴史文化資源を核とした活動であること	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティの活性化に資する活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、—は対象外  
○は必須ではないが備えることが望ましい項目

## 令和5年度 宇都宮市民遺産制度認定審査案件一覧

No.	タイプ	名称	概要	申請者	推薦者	認定審査番号
1	総合型	<small>しんごう</small> 神郷地区の薬師堂の伝統行事	<p>神郷地区の薬師堂では、年中行事として、江戸時代末期より、地域住民の無病息災や家内安全、五穀豊穰を祈念し、花まつりと宗円獅子舞（市指定無形文化財）の奉納が毎年行われている。</p> <p>地元の小学校と連携し、これらの伝統行事を周知する活動を行うなど地域の文化財として大切に守り続けられている。</p>	薬師堂保存会 会長 福田 収	国本地区自治会連合会 会長 鈴木 明	①
2	資源型	城山のシダレザクラ（古賀志の孝子桜）	<p>城山のシダレザクラ（孝子桜）は、樹齢450年ともいわれる古木であり、市指定天然記念物となっている。</p> <p>愛護会によって、毎年孝子桜まつりや害虫駆除・除草作業が行われており、地域の文化財として大切に守り続けられている。</p>	古賀志の孝子桜愛護会 会長 北條 将彦	城山地区コミュニティ協議会 会長 菊地 重栄	②

## 宇都宮市民遺産（みや遺産） 認定一覧

認定年度	認定番号	タイプ	認定名称	代表者	地区
令和2年度	1	総合型	旧埴田村からの伝統的行事「おかりや」	埴田睦会 会長 鷺谷 賢次	昭和東
	2	総合型	徳次郎智賀都神社例大祭付け祭り	智賀都神社例大祭付け祭り 実行委員会 会長 入江 胖	富屋
	3	総合型	徳次郎智賀都神社冬渡祭行事	智賀都神社冬渡祭行事保存会 会長 入江 胖	富屋
	4	総合型	旧仮本陣芦谷家建物・高麗門	特定非営利活動法人 雀宮まちづくりプロジェクト 理事 稲葉 豊	雀宮
	5	総合型	戸祭大塚古墳・大ジノ古墳	細谷・上戸祭地域まちづくり協議会 細谷・上戸祭地域遺産保存活用等推進特別委員会 委員長 柏崎 泰一	細谷・上戸祭
	6	総合型	新石町火焰太鼓山車 南新町桃太郎山車	宮のにぎわい 山車復活プロジェクト 会長 塚田 典功	西原
	7	総合型	白沢宿のまちなみ	奥州街道白澤宿の会 会長 清水 修	河内
	8	総合型	田野町の八坂神社天王祭花屋台 巡行行事と伝統年中行事	田野伝統年中行事保存会 会長 菊地 重栄	城山
	9	資源型	上横倉の獅子舞	上横倉町獅子舞保存会 会長 半田 明男	富屋
令和3年度	10	総合型	野口雨情旧居	宇都宮雨情会 会長 島田 弘二	明保
	11	総合型	悟理道の歴史をつなぐ伝統行事と神輿	悟理道自治会 会長 大石 厚	国本
	12	総合型	岩本観音と地域の伝統行事	岩本自治会 会長 角山 久	国本
	13	資源型	伝統作物エソジマモチ（江曾島糯）とその歴史をつなぐ「老農篠崎君功績碑」	エソジマモチ保存会 会長 坂本 喜市	陽南
令和4年度	14	総合型	海道町天棚	海道町天棚保存会 会長 山中 光正	豊郷
	15	総合型	旧上戸祭村の伝統行事	上戸祭自治会連合会 会長 河西 美恵	細谷・上戸祭
	16	総合型	東大堀の伝統行事「辻切り」	東大堀むらづくり推進協議会 会長 野村 昭二	国本
	17	総合型	仁良塚の彫刻屋台	仁良塚自治会 会長 砂川 繁	国本
	18	資源型	岡本城跡	岡本城跡を整備する会 会長 岡本 一郎	河内





# 令和5年度 みや遺産 (宇都宮市民遺産) (宇都宮市民遺産認定事業) 募集案内

## ■応募書類の提出期限■

令和5年9月29日(金)

※応募を予定される場合は、書類の提出前に下記あてご連絡ください。

## ■応募書類の提出及び相談窓口■

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局 文化課 文化財保護グループ

Tel : 028-632-2766 Email : u4607@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 1 宇都宮市民遺産制度の理念・目的

本制度は、市民や地域に愛され・親しまれてきた歴史文化資源を、地域ぐるみで継承していくために令和元年度に創設した制度です。

地域や市民に愛され・親しまれてきた歴史文化遺産を「宇都宮市民遺産」として認定し、「地域の宝」として顕彰するとともに、保存継承する活動等を支援します。



## 2 宇都宮市民遺産の制度概要

### 【対象のイメージ】

#### (1) 宇都宮市民遺産の対象

下記に該当する地域の歴史文化資源が対象となります。

(※文化財の指定・未指定は問いません)

##### ①有形文化遺産

建造物、旧跡、天然記念物などその歴史的背景が貴重であり、地域の特色として認められている「有形」の地域資源

##### ②無形文化遺産

古くから伝えられてきた芸能や風俗慣習などの生活文化や、地域又は本市を象徴する「無形」の地域資源



#### (2) 認定の種類・基準・期間

##### ①認定の種類

宇都宮市民遺産には、歴史文化資源のみを認定する「資源型」と、歴史文化資源と保存活用する活動をセットで認定する「総合型」の2種類があり、認定要件や支援内容等が異なります。

##### ②認定基準

「資源型」はアを、「総合型」はア・イを満たすものとします。

##### ア 歴史文化資源そのものの基準

- ・市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること
- ・本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・現物、本物であること。(時代考証のもと復元・修復されたものも含む)

##### イ 保存活用する活動の基準

- ・歴史文化資源を核とした活動であり、地域コミュニティの活性化や歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること (伝統行事・清掃活動・維持管理活動・学習会等)

##### ③認定期間 (下表のとおり)

	資源型	総合型
対象	歴史文化資源	歴史文化資源 + 保存活用する活動
認定期間	・期間なし	・認定から10年 (毎年活動) ※毎年、活動報告の提出をいただきます。

#### (3) 応募資格

- ・保存活用の主体となる団体等 (単位自治会も含む)

#### (4) 認定

・宇都宮市民遺産は、認定基準をもとに宇都宮市教育委員会が認定します。なお、認定の審査に当たっては「宇都宮市民遺産会議」(※)に意見聴取を行います。

※「宇都宮市民遺産会議」は、学識経験者や文化財関係団体等から意見を聴取するために設置する懇談会

### 3 応募方法・書類の作成方法

(1) 事前相談【重要】

応募予定のある団体等は、応募書類の提出前に、教育委員会事務局文化課までご相談ください。

(2) 応募方法

事前相談後、必要書類（申請書・推薦書・同意書・関係図面等）を文化課にご持参ください。

(3) 応募期間

令和5年7月3日（月）～ 令和5年9月29日（金）

(4) 応募書類の作成方法等

申請書等の様式は、文化課、各地区市民センター、各市民活動センター窓口に設置

【注意】各地区市民センター、各市民活動センター窓口への設置は7月からとなります。

①申請書（第1号様式）

- ・記載例を参考にご記入ください。

【添付資料】

団体の会則又は規約、位置図、現況を示す写真  
概要・沿革又は由来に関する書類（コピーも可）

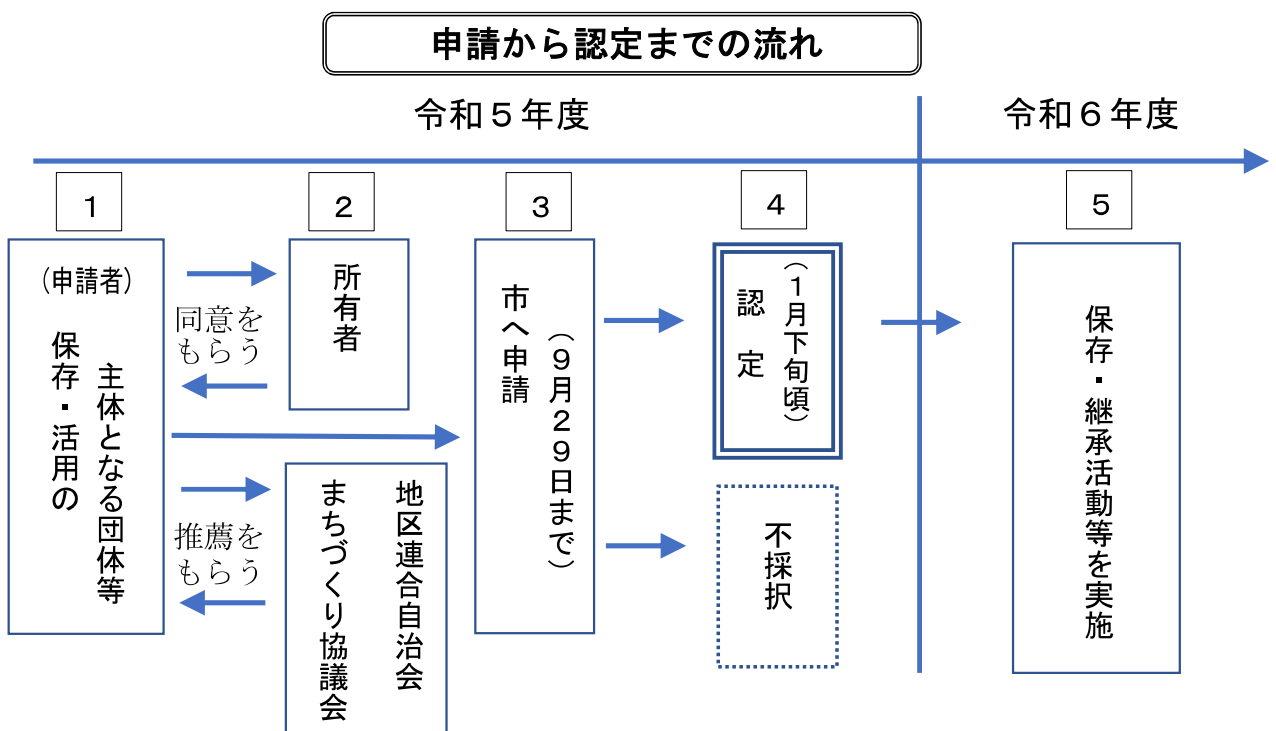


②推薦書（第2号様式）

- ・各地域まちづくり協議会又は地区連合自治会に連絡の上、推薦についてご相談ください。
- ・連絡先等がわからない場合は、教育委員会事務局文化課までお問い合わせください。

③同意書（第3号様式）

- ・歴史文化資源のすべての所有者から同意を得た上で申請してください。
- ・申請者と所有者が同一の場合も提出ください。



## 4 支援の内容について

令和5年度に認定された「宇都宮市民遺産」については、令和6年度から補助金交付事業により認定団体の活動等を支援するほか、市が魅力発信と活動継続への支援を行います。

### (1) 認定団体への補助金交付

- ・宇都宮市民遺産に認定された場合は、要綱に基づき「活動費補助金」「管理費補助金」「修理費補助金」の交付を受けることが可能となります。

※ただし、指定文化財に係る各種補助金と重複して申請することはできません。

※補助金の交付に当たっては、別途補助金申請の手続きがあります。

	資 源 型		総 合 型	
解説看板設置	対象	解説看板設置 (1 資源 1 基)	対象	解説看板設置 (1 資源 1 基)
	内容	補助率：定額 上 限：市の予算の範囲内 (1 基上限 15 万円)	内容	補助率：定額 上 限：市の予算の範囲内 (1 基上限 15 万円)
活動費補助金			対象	活動に係る経費 (※1)
			内容	補助率：50%以内 上 限：市の予算の範囲内 (1 団体上限 5 万円)
管理費補助金			対象	収蔵庫 (新築・移築)
			内容	補助率：40%以内 上 限：新築 400 万円 移築 200 万円
修理費補助金	対象	修理に係る経費 (※2) (※3)	対象	修理に係る経費 (※2)
	内容	補助率：40%以内 上 限：300 万円	内容	補助率：40%以内 上 限：300 万円

※1 消耗品・燃料費・お茶代・広報用チラシ・パンフレット等製作費等。

※2 原則として、所有者が認定団体の構成員であることが交付の前提となります。

※3 その後の保存継承に支障があると認められ、修理後に公開等の活動を行う場合。

### (2) 市が主体となって行う支援事業

認定された歴史的資源の魅力発信や、保存活用活動に対する支援を行います。

- ・「歴史文化資源」や「活動」に関する情報発信
- ・団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援

#### 【事前相談・お問合せ・応募先】

宇都宮市教育委員会事務局 文化課 文化財保護グループ  
(〒320-8540 宇都宮市 旭1-1-5)

電話：028-632-2766